

国家公務員倫理規程から「ゴルフ」禁止の削除を求める決議

ゴルフは、オリンピックの正式種目にもなっている「スポーツ」であり、東京二〇二〇オリンピック競技大会をはじめ、世界で活躍する日本人選手の姿は、国民に夢と希望を与えている。また、二〇二五年に東京で開催されるデフリンピック競技大会や、二〇二七年に関西で開催されるワールドマスターズゲームズでも、ゴルフは正式種目となっており、日本人選手の活躍が期待される。さらに、ゴルフは、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、生涯を通じて競技することができるスポーツであり、近年では、ゴルフが健康寿命の延伸に寄与する効果も注目されている。

一方、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図る「国家公務員倫理法」に基づき制定されている、「国家公務員倫理規程」（以下「倫理規程」という。）においては、国家公務員に対し、「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」を一律に禁止しているが、特に以下の理由で、政府及び国家公務員倫理審査会に対し、倫理規程におけるゴルフの禁止を直ちに見直すことを要望する。

(一) 国の政令が、禁止の対象として唯一具体的に「ゴルフ」を明示していることにより、スポーツであるゴルフが、あたかも公務の不正の温床であるかのような誤った印象を与えかねない。かつて、ゴルフ場において、不正の契機になったと認められる事案があったとしても、ゴルフというスポーツに問題があるわけでは断じてなく、あくまで不正に関わった公務員に問題がある。

(二) 倫理規程でゴルフが禁止される理由としては、利害関係者と長時間にわたって行動を共にすることが不正の温床になり得るためとされているが、他方で、飲酒を伴う食事については、事前の届け出があれば認められることで、規定が変更されている。国家公務員が自己の費用を負担する場合であっても、一律にゴルフが禁止とされることは妥当ではなく、他の合理的手段によって公務員の倫理の保持を図る必要がある。

(三) ゴルフは、生活習慣病の予防やメンタルヘルスの改善等に寄与するといった研究成果もあるなど、高齢化社会の進展等が社会課題となる中、国民の健康増進への効果が注目されている。また、地方公共団体においては、ゴルフというスポーツを通じて地域活性化や地方創生を図っている自治体も多くある。例えば、広島県東広島市では、部活動の地域クラブ活動への移行の中で新たにゴルフ部が発足し、地域が一体となった活動が行われているほか、宮崎県ではゴルフツーリズムを推進し、国内外からのゴルフアーの誘客を図っている。倫理規程におけるゴルフの禁止規定が存在することは、人生百年時代において、人々がゴルフというスポーツに親しみ、ゴルフを通じた国民の健康増進や地域振興を図る上で、大きな障壁になると言わざるを得ない。

(四) 地方公共団体等は、国の施策に準じて、地方公務員等の倫理に必要な施策を講ずるよう努める必要があることから、殆どの地方公共団体において、倫理規程に準じた取扱いが条例等で定められている。したがって、利害関係者とのゴルフの禁止は、国家公務員のみならず、日本全国の地方公務員等に対しても規制する影響を及ぼしている。

(五) 国際オリンピック委員会が制定している「オリンピック憲章」の中では、あらゆる種目のスポーツについて、身分などを理由とした差別を受けることなく実施できることを求めており、ゴルフの禁止規定は、かねてからオリンピック憲章に違反するとの指摘がある。東京大会に引き続き、2024年のパリ大会が目前に迫る中、倫理規程の見直しについて、緊急の対応が求められる。

以上の通り、倫理規程におけるゴルフの禁止は、極めて不当かつ非合理的であるにもかかわらず、制定以来一度も見直されることなく現在に至っている。スポーツとしてのゴルフを振興していくためにも、倫理規程から「ゴルフ」禁止の削除をすることを強く要望する。

右、決議する。

令和六年二月十四日

自由民主党ゴルフ振興議員連盟一同